

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付運営要綱

(平成 29 年 2 月 1 日制定)

改正	平成 30 年 1 月 26 日	平成 31 年 2 月 14 日
	令和 2 年 2 月 19 日	令和 3 年 3 月 17 日
	令和 3 年 12 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則（平成 29 年 1 月 30 日制定。以下「規則」という。）に基づく事業の実施にあたり、必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、規則の例による。

(貸付対象)

- 第 3 条 就職準備金の申込人においては、規則第 3 条第 1 項第 1 号のアに規定する「支給を受ける者」を「支給を、養成機関を修了する月まで受けていた者」と読み替えるものとする。ただし、在学する養成機関の修業が、訓練促進給付金の支給期間を超える場合は、「支給終了後も、養成機関を修了する月まで訓練促進給付金の支給要件をすべて満たす者」と読み替えるものとする。
- 2 貸付対象者の国籍は問わない。ただし、外国籍の場合は、申込時点の在留資格が、卒業後取得した資格が必要な業務に従事可能であることが確認できる「永住者」、「定住者」である者を貸付対象者とする。

(貸付金の限度額)

第 4 条 訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるので、規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する金額の範囲内であれば、入学金等養成機関等に対する納付金の額の如何を問わず、申込人の希望する額を貸付けることができる。ただし、10 万円単位とする。

(連帯保証人の資格)

- 第 5 条 規則第 5 条第 1 項に規定する連帯保証人は、日本国内に居住する貸付申請時に 20 歳以上で、原則として 65 歳未満の独立の生計を営む等、安定した収入がある者で、外国籍の場合は、在留資格が「永住者」である者とする。
- 2 規則第 5 条第 2 項に規定する「債務を弁済する資力」とは、前年の収入に対し課税されている者であって、以下に該当する場合は除外する。
- (1) 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者
 - (2) 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

(貸付けの申込み方法)

第6条 規則第6条に規定する訓練促進資金の貸付けの申込みは、横浜市こども青少年局を通じて行うものとする。

2 貸付けの申込みを行うときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申込書（様式第1号）
- (2) 個人情報の取扱いについて（様式第2号）
- (3) 高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書の写し
- (4) その他、会長が必要と認める書類

3 就職準備金の貸付けの申込みを行うときは、前項に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 訓練促進給付金の給付状況が確認できるもの
- (2) 養成機関の修了を証明する書類（卒業証明書等）
- (3) 資格の取得を証明する書類（資格証の写し等）

4 申込人が未成年者の場合は、法定代理人の同意を要する。

（貸付決定の手続き及び借用証書）

第7条 規則第7条第2項に規定する通知は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書により通知する。

2 申込人は、訓練促進資金の貸付けが決定したときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式第3号）
- (2) 重要事項説明書（様式第4号）
- (3) 振込口座届（様式第5号）
- (4) 連帯保証人申請書兼連帯保証書（様式第6号）
- (5) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書
- (6) 借受人とその世帯全員分及び連帯保証人の現住所の住民票
- (7) 連帯保証人の前年の収入に係る課税状況を証明する書類（課税証明書等）

（貸付契約の解除）

第8条 借受人が、規則第10条第1項の各号の一、又は規則第10条第2項に該当することになったときは、貸付契約解除届（様式第7号）に当該届出の内容を証明する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

2 会長は、規則第10条第1項及び第2項の規定により訓練促進資金の貸付契約を解除したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除通知書により当該借受人及び連帯保証人に通知する。

（返還の債務の当然免除）

第9条 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により資格試験を受験できなかった場合又は資格試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の資格試験を受験する意思があると認めた場合、規則第11条第1項第1号のア及び規

則第 12 条第 1 項第 2 号に規定する「養成機関を修了し、かつ資格取得した日」を「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとする。

- 2 規則第 11 条第 1 項第 1 号のア及び規則第 12 条第 1 項、規則第 13 条第 1 項第 2 号に規定する「他種の養成機関等における修学」とは、先に取得した資格に関連があり、より自立の促進が見込まれる資格取得のための修学であると会長が認めたものであること。
- 3 雇用が継続されている借受人が、休業等を取得する場合又は一旦離職した借受人が、再就職のために求職活動を行っている場合は、規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する「引き続き」当該業務に従事しているとみなし、当該休業等の期間又は求職活動期間に従事期間に含めるものとする。

(返還計画の申請)

第 10 条 規則第 12 条の規定により訓練促進資金を返還するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書（様式第 8 号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の返還計画に基づき、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還通知書により当該借受人及び連帯保証人に通知する。

(返還の債務の履行猶予の申請)

第 11 条 規則第 13 条の規定により返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第 9 号）を会長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規則第 13 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者にあつては、養成機関在学届（様式第 10 号）及び在学証明書

(2) 規則第 13 条第 2 項第 1 号に該当する者にあつては、業務従事届（様式第 11 号）

- 2 会長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予決定通知書により通知する。
- 3 規則第 13 条第 2 項第 3 号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、各場合において、返還の債務の履行が猶予される期間（以下「猶予期間」という。）及び当該事実を証明する書類は、当該各号に規定するとおりとする。ただし、いずれの場合においても、猶予期間については業務に従事したとはみなさない。なお、第 7 号に該当する場合については、返還額の一部の猶予についても認めるものとする。

(1) 出産、育児に係る次のア又はイの一に該当する場合

ア 出産、育児のため従事先を退職し、出産後、当該業務への再就職を希望する場合（ただし、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第 9 号）に再就職を希望する意思を有することを明記すること。）

(ア) 猶予期間

妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が 1 歳に達する日（1 歳に達する日において育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に

関する法律（平成3年法律第76号。以下「育休法」という。）第5条第3項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は1歳6か月に達する日、1歳6か月に達する日において同法同条第4項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は2歳に達する日）の属する月までの間とする。

(イ) 証明書類

医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類

イ 養成機関修了後、出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る場合

(ア) 猶予期間

卒業の日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（1歳に達する日において育休法第5条第3項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は1歳6か月に達する日、1歳6か月に達する日において同法同条第4項第2号の厚生労働省令で定める場合に相当する理由がある場合は2歳に達する日）の属する月までの間とする。

(イ) 証明書類

医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類

- (2) 疾病、負傷等のため療養する必要がある、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合であって、規則第13条第2項第1号に規定する業務の従事先を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、当該業務への再就職を希望する場合（ただし、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第9号）に再就職を希望する意思を有することを明記すること。）

ア 猶予期間

- (ア) 疾病、負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。

- (イ) 医師が治癒に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治癒に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限る。）は、疾病、負傷等のため退職した日の属する月の翌月から1年間。ただし、猶予期間満了後も引き続き、治療が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げない。

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の期間満了後、就職活動等のため必要な期間については、さらに猶予することができる。ただし、この期間については、上記(ア)及び(イ)の期間が満了した日から1年を超えることができない。

イ 証明書類

医師の診断書（以下の(ア)から(ウ)に規定する事項が証明してあるもの）

(ア) 症状

(イ) 療養に要する期間

(ウ) 療養中は、業務に従事することが不可能であること

- (3) 同居する家族の予期することが難しい突発的な状況に限り、その介護や保育等のた

め従事先を退職し、当該事案の対応後、再就職を希望する場合

ア 猶予期間

通算して6か月以内とする。

イ 証明書類

状況がわかる書類、又は会長が必要と認める書類

- (4) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から、1年以内に当該業務に従事する意思があり、求職中の場合（ただし、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第9号）に就職を希望する意思を有することを明記すること。）

ア 猶予期間

原則として1年間とする。

イ 証明書類

求職活動状況報告書（様式第17号）、求職活動状況確認票（様式第18号）、その他当該事実を証明する書類

- (5) 就職先内定後、就職待機中の場合

ア 猶予期間

内定後待機期間中。ただし、1年間を超えないものとする。

イ 証明書類

内定通知書の写し（内定先が発行したもの）

- (6) 人事異動により、当該業務等に従事できなくなったとき

ア 猶予期間

通算して2年以内とする。

イ 証明書類

人事異動により当該業務に従事できなくなったことを証明する書類（従事先代表者による証明等）

- (7) 次のアからカの一に該当する場合

ア 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者

イ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

ウ 他に援助を行う者がいない母子又は父子家庭、父母のいない未成年者、老齢年金受給者等

エ 身体障害者等であって、その生活の現況が裁量免除との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者

オ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき

カ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき

(ア) 猶予期間

1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(イ) 証明書類

- a 所得に関する証明書等、無資力等の事実を証明する書類
- b 返還額の一部の猶予を申請する場合は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画書（様式第 8 号）

4 会長は、借受人から前項の届出がない場合は、返還の債務の履行猶予を取り消すことができる。

（返還の債務の免除の申請）

第 12 条 規則第 11 条又は規則第 14 条の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（様式第 12 号）を会長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに該当する者にあつては、業務従事届（様式第 11 号）
- (2) 規則第 11 条第 1 項第 1 号のイに該当する者にあつては、労働災害の認定を証明する書類、死亡届（様式第 13 号）、死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- (3) 規則第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者にあつては、死亡届（様式第 13 号）、死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- (4) 規則第 14 条第 1 項第 2 号にあつては、当該事実を証明する書類
- (5) 規則第 14 条第 1 項第 3 号に該当する者にあつては、業務従事届（様式第 11 号）

2 規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する「引き続き」及び「年」の解釈については、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、第 3 項に該当する者にあつては、その限りでない。

- (1) 月を単位として継続していること
- (2) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上とする。

3 第 9 条第 3 項に規定する「当該業務に従事しているとみなし、従事期間に含める休業等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、その期間（以下「みなし期間」という。）は当該各号に規定するとおりとする。また当該事実を証明する書類は、第 1 項及び各号に規定するものとする。

- (1) 規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する業務の従事中に、出産休暇、育児休業を取得する場合

ア みなし期間

出産休暇に入る日の属する月の翌月（出産休暇に入る日が月の初日である場合は、出産休暇に入る日の属する月）から出産休暇又は育児休業が終了し復職する日の属する月の前月までの間とする。

イ 証明書類

業務従事届（様式第 11 号）、出産休暇、育児休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）又は医師の証明書（出産予定日を明記）若しくはそれに準ずると認められる書類

- (2) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続 1 月以上の取得であつて、時間取得でないものに限る。）

ア みなし期間

介護休業を開始する日の属する月の翌月（介護休業を開始する日が月の初日である場合は、介護休業を開始する日の属する月）から介護休業を終了し復職する日の属する月の前月までの間とする。

イ 証明書類

業務従事届（様式第 11 号）、介護休業を取得していることを証明する書類（従事先が発行）

- (3) 疾病、負傷等のため療養する必要がある、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合であり、規則第 10 条第 1 項第 1 号に規定する業務の従事中に、病気休職等を取得する場合

ア みなし期間

(ア) 病気休職等を開始した日の属する月の翌月（病気休職等を開始した日が月の初日である場合は、病気休職等を開始した日の属する月）から医師が療養に要すると診断した期間。ただし、みなし期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、みなし期間を承認することを妨げない。

(イ) 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が 3 月を超えると診断された場合に限る。）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月（病気休職等を開始した日が月の初日である場合は、病気休職等を開始した日の属する月）から 1 年間。ただし、みなし期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、みなし期間を承認することを妨げない。

イ 証明書類

業務従事届（様式第 11 号）、医師の診断書（以下の(ア)から(ウ)に規定する事項が証明してあるもの）又は病気休職等を取得していることを証明する書類（従事先が発行）

(ア) 症状

(イ) 療養に要する期間

(ウ) 療養中は、業務に従事することが不可能であること

- (4) 養成機関を修了し、かつ資格取得後、当該業務に従事したが、一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合

ア みなし期間

離職した日の属する月の翌月から、再就職した日の属する月の前月までとする。業務従事期間に算入する求職活動期間は、通算 1 年までとする。

イ 証明書類

業務廃止届（様式第 14 号）、求職活動状況報告書（様式第 17 号）、求職活動状況 確認票（様式第 18 号）、採用通知書（再就職先が発行）、その他当該事実を証明する書類

- 4 規則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に

限り、個別に適用する。また、規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、個別に適用する。

- 5 裁量免除の額は、規則第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する業務に従事した年数を 5 で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。
- 6 会長は、第 1 項の申請があったときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書により通知する。

(借受人等の届出)

第 13 条 規則第 15 条に規定する借受人等の届出は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に規定する書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 規則第 15 条第 1 項第 1 号に該当するとき
住所・氏名等変更届(様式第 15 号)、住民票(当該届出の日から遡って 3 か月以内に発行されたもの)
- (2) 規則第 15 条第 1 項第 2 号に該当するとき
連帯保証人申請書兼連帯保証書(様式第 6 号)、新たに連帯保証人となるべき者の住民票及び印鑑登録証明書(当該届出の日から遡って 3 か月以内に発行されたもの)、前年の収入に係る課税状況を証明する書類(課税証明書等)
- (3) 規則第 15 条第 1 項第 3 号に該当するとき
従事先変更届兼業務従事証明書(様式第 16 号)、又は業務廃止届(様式第 14 号)
- (4) 規則第 15 条第 1 項第 4 号に該当するとき
死亡届(様式第 13 号)、死亡の事実を証明する書類

(手続未済者への通知)

第 14 条 会長は、訓練促進資金の貸付けが終了若しくは契約解除、又は規則第 13 条に規定する猶予期間が満了したにもかかわらず、第 10 条、第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項、第 12 条第 3 項に規定する書類を提出しない借受人に対して、提出期限を定め、書類を提出するよう通知する。

- 2 会長は、規則第 10 条第 1 項、又は規則第 10 条第 2 項、規則第 15 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に該当するにもかかわらず、届出を行わない借受人又は連帯保証人に対して、提出期限を定め、届出を行うよう通知する。

(連帯保証人への通知)

第 15 条 借受人が次の各号の一に該当するときは前条の規定は連帯保証人について準用する。この場合においては第 1 号の場合を除き、借受人に対し、連帯保証人に対して通知する旨を通知する。

- (1) 規則第 15 条第 1 項第 1 号による住所の変更届を怠っているとき
- (2) 第 14 条第 1 項又は第 2 項による提出期限を経過しても書類の提出又は届出がないとき

(最終確認書の送付)

第 16 条 第 14 条第 1 項又は第 15 条第 1 項第 2 号による通知を 3 回行い、その提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人又は連帯保証人に対しては、提出期限を定めて、訓練促進資金の手続きに関する最終確認書（以下「最終確認書」という。）を送付する。

(訓練促進資金の返還)

第 17 条 会長は、前条の最終確認書の送付後、提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人（ただし、規則第 13 条の規定による返還猶予の承認を受けた者については、その要件を満たさなくなった者に限る。）に対し、規則第 12 条に規定する訓練促進資金の返還について決定し、返還納入通知書により通知する。借受人は通知を受けた時点において、通知内容による返還義務を負うものとする。

(借受人等の調査)

第 18 条 会長は、貸付事業の適正な運営を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる者に対し、調査を行うものとする。

- (1) 行政機関
- (2) 借受人が在学し、又は卒業した養成機関
- (3) 連帯保証人
- (4) 規則第 13 条第 2 項第 1 号に規定する返還猶予の承認を受けた者が従事する勤務先
- (5) 横浜市母子家庭等就業・自立支援センター
- (6) その他関係機関

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 借受人等の現住所
- (2) 修学及び勤務状況
- (3) その他必要と認める事項

(督促等の事務処理)

第 19 条 督促、催告、不能欠損等訓練促進資金に係る債権の管理に関する事務処理については、規則及び運営要綱の規定によるもののほか、必要に応じて別途規定する。

(延滞利子の徴収)

第 20 条 規則第 18 条に規定する「正当な理由」とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき
- (2) 借受人と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「主たる生計維持者」という。）が、地方税法の規定による市町村民税の非課税者であるとき
- (3) 借受人又は主たる生計維持者が、災害、疾病、失業等により生計困難に陥り、返還

金を支払うのが困難と認められるとき

- (4) 納付期限までに返還金を支払うことができなかった原因が、借受人自身の責めに帰さないと認められるとき

(返還の完了)

第 21 条 訓練促進資金の返還が完了した後に、借受人及び連帯保証人に対して返還完了通知書を送付し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式第 3 号）を借受人に返還する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項については移行期間を設け、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項について、令和 3 年 3 月 31 日以前の貸付金については、なお従前の例によることとする。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。

附則

(施行期日)

この運営要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。